

防災性能と居住環境の向上を図り安全で住みよいまちづくりを目指して



志茂まちづくり 協議会ニュース

第6号 平成19年2月

発行：志茂まちづくり協議会

URL：<http://shimo.machikyou.net/>

平成19年2月20日(火)

第6回 志茂まちづくり協議会を開催します！

平日夜間の開催です、多くの皆様のご参加をお待ちしています。

日時：2月20日(火)午後7時から8時30分頃まで

場所：志茂東ふれあい館2階A・Bホール（志茂4-44-1）

〈内容〉

旧志茂小学校跡地整備について

- ①北区中期計画（案）：（仮称）志茂子ども交流館の建設
- ②旧体育館・校庭の暫定利用

1月24日

第5回志茂まちづくり協議会を開催しました！



話し合いでの意見等は、裏面をご覧ください。

★志茂まちづくり協議会で話し合われた事のあらまし★

《旧志茂小学校跡地の暫定利用について》

《事務局より》

- ① 志茂まちづくり協議会として管理・運営をお願いする。
- ② 使用にあたっては公平な運営をおこなうこと。
- ③ 体育館内に災害用備蓄品を保管しており、備蓄品にも責任を持つこと。
- ④ 暫定利用期間は19年4月から20年3月までとする。なお、期間中に使用できない時期もある。

皆さんからの意見

会員の皆さん

- ・体育館をすぐ利用できるように、利用したい方達が話し合える場を設けていただきたい。
- ・今回の暫定利用は特殊な場合であり、あまり「公平」にこだわると利用が難しくなるのではないか。
- ・地域のその他の団体を含め、多くの方々が利用できるよう、話し合いは一般の利用者にも広く周知をお願いしたい。
- ・今まで利用していた団体は、体育館の管理に実績があるが、新たに利用する方達が、きちんと管理できるのか疑問である。
- ・体育館などは、区の公共施設であり、利用者を志茂地区の方に限定するのは難しいのでは。
- ・体育館の管理・運営をまちづくり協議会が責任を負うことになる。体育館等を利用する方達は、志茂のまちづくりも考えていただきたいので、是非協議会への入会をお願いしたい。

事務局

- ・個人利用の場合も含め管理・運営の方法を決める必要がある。
- ・区は、まちづくり協議会に管理・運営をお願いするので、使用する方達が体育館等を利用するための運営(案)を作成し、協議会の承認を得ていただきたい。

「志茂まちづくり協議会役員が体育館等を視察」

協議会で旧志茂小学校の体育館や校庭を利用したいとの意見があり、2月3日(土)に金子会長を始め協議会役員が現状を確認するため見学しました。

●防災備蓄品の現状



●屋外便所の清掃・管理も必要



●水道、飲み水としての利用は不可



事務局・問い合わせ先

北区まちづくり部 まちづくり推進課

電話 3908-9154 FAX 3908-2244

E-mail machisuishin-ka@city.kita.lg.jp